

昭和三十三年大蔵省令第十九号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令
 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第百二十五号）第十五条及び第十六条の規定に基づき、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令を次のように定める。

1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第百二十五号。以下「令」という。）第十一条に規定する譲渡申告書の様式は、別紙一のとおりとする。

2 令第十三条第一項に規定する輸入申告書の様式は、別紙二のとおりとする。

3 令第十六条に規定する自動車の輸入の許可を証する書類の様式は、別紙三のとおりとする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十五年六月二三日大蔵省令第三三〇号）

この省令は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の効力発生の日から施行する。

附則（昭和三十八年二月二八日大蔵省令第七号）

この省令は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附則（昭和四二年四月一日大蔵省令第一五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四四年三月三一日大蔵省令第一八〇号）

この省令は、昭和四四年四月一日から施行する。

附則（昭和四四年二月二〇日大蔵省令第六一〇号）

この省令は、昭和四十五年一月一日から施行する。

附則（昭和五二年六月一〇日大蔵省令第二八〇号）

この省令は、昭和五十二年六月十五日から施行する。

附則（昭和六三年二月三〇日大蔵省令第五三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。ただし、附則第五条、第六条（大蔵省組織規程（昭和二十四年大蔵省令第三十七号）第九十条第一項第五号の改正規定に限る。）、附則第七条（税関職員的身分を示す証券等の書式に関する省令（昭和二十九年大蔵省令第六十四号）の改正規定中「第三十四条第四項又は」の下に「消費税法第六十二条第四項、」を加える部分を除く。）、附則第八条から第十条まで、第十一条（国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）第二条第一号の改正規定中「第百五十七条」の下に「消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六十二条第四項」を加える部分を除く。）、附則第十三条及び第十四条（沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第四十二号）第三十条の次に一条を加える改正規定を除く。）の規定は、平成元年四月一日から施行する。
 （アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第九条 前条の規定による改正前のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令別紙二の輸入（譲受）申告書の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（平成五年四月一日大蔵省令第四九〇号）

1 この省令は、平成五年四月一日から施行する。

2 この省令による改正前のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令別紙二の輸入（譲受）申告書の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

3 この省令による改正前のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令別紙三の自動車通関証明書の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（平成九年三月二二日大蔵省令第二二〇号）

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

2 第二条の規定による改正前のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令別紙二の輸入（譲受）申告書様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（平成三〇年三月三〇日財務省令第一〇〇号）

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（令和元年五月七日財務省令第一〇号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（令和元年六月二四日財務省令第八〇号）

（施行期日）

1 この省令は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（令和二年二月一八日財務省令第八〇号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（令和三年三月三一日財務省令第三五〇号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（令和三年六月一八日財務省令第五二〇号）

（施行期日）

1 この省令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

備用紙の大きさは、縦文字及び横文字は、縦二センチメートル、横二センチメートル（日本産業規格A列4番）とする。

別紙一
税関様式F第1240号
Customs Form F No. 1240

日本国税関
Japanese Customs Service
譲渡申告書
Declaration on Transfer of Goods

申告税関 Declared at (Custom House) _____ 申告年月日 Date of Declaration _____

譲渡人 Transferee (氏名、階級及び住所、所属軍隊又は機関及び所在地) (Name, rank, military unit, and address) _____

譲受人 Transferee (氏名及び住所) (Name and address) _____

譲渡予定場所 Intended Place of Transfer _____

譲渡予定年月日 Intended Date of Transfer _____

Table with 4 columns: 品名 (Description of goods transferred), 個数 (Number of articles), 数量 (Quantity of goods), 価格 (Value)

上記の物品を譲渡したいので申告します。
I hereby declare the articles desired to be transferred as above.

申告者 Declarant (氏名) (Name) _____

輸入(譲受)申告書

備用紙の大きさは、縦文字及び横文字は、縦二センチメートル、横二センチメートル（日本産業規格A列4番）とする。

別紙二

中国消費税率及び税率等申告書
DECLARATION ON IMPORT
Regarding Goods Imported Duty-exempt and Transferred later in a person not accounted duty-compliance
(Use as a Declaration on Liable Quantity for Excise)

Header section of the form including fields for Declaration No., Date of Declaration, Name of Declarant, Intended Date of Receipt of Goods, Intended Place of Receipt, and Intended Date of Transfer.

Main table with columns: 品名 (Commodity Description), 単位 (Unit), 数量 (Quantity), 申告価格 (C.I.F. Value), 税率 (Rate), 課税額 (Tax Amount), 適用税率 (Applicable Rate), 減額率 (Reduction Rate), 減額額 (Reduction Amount), 課税後価格 (Price after Taxation)

Footer section including Number of Packages, Marks & Nos, and Declaration/Signature fields.

注意: 1. 空欄のある欄は、記入しない下さい。
2. この申告による課税義務等に関する誤りがあることが判明したときは、税関に申し出て下さい。
3. この申告に基づき税関に申告した申告価格等に基づき課税が行われることとなります。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令（別紙第三様式）

税関様式 F 第 1260 号
Customs Form F No.1260

自動車通関証明書
Clearance Certificate of Automobile

税 関 ④

税関証明第 号
Certificate No. 令和 年 月 日
Date

輸入（譲受）許可年月日 Date of Import (transfer)Permission	輸入（譲受）申告書番号 Import(transfer) Declaration No.	車 名 Name	型 式 Type	形 状 Descriptions On Detail	車台番号（又はシリアル番号） Chassis No.(or Serial No.)
譲 渡 人 氏 名 Name of Transferor		輸入（譲受）者住所氏名 Name & Address of Importer(transferee)		代理人住所氏名 Name & Address of Proxy	
注意事項 この証明書は、原則として再発給しないので大切に保管して下さい。 Note : This certificate shall be kept carefully. The certificate is not reissued in principle.					

備考 1. 用紙は白色とし、文字及び画線は黒色とする。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。